大阪府環境審議会 揮発性有機化 合物・化学物質対策部会(第5回) 平成 1 8 年 9 月 1 日

資料1-3

化学物質適正管理促進のための届出制度に係る課題と対応案

1.事業者の自主的取組の検証・評価について

(1) 事業者の内部評価における客観性・透明性の確保

評価基準の設定

PDCAサイクルを効果的に機能させるためには適切な評価基準(計画の見直 しについて判断する基準)の設定が重要

評価基準設定の重要性について「化学物質適正管理指針(仮称)」で示すと ともに、業種ごとに標準的な評価基準の設定方法を示すことを、業界団体に働 きかけ

現在、多くの業界団体においてPRTR排出量等を算出するためのマニュ アルが整備されており、PRTR制度の運用に重要な役割を果たしているが、 事業者の自主的取組による化学物質管理の改善を促進するために、マニュア ルがさらに充実されることが望まれる。

数値目標の設定

目標の達成状況を客観的に評価できるよう可能な限り数値目標を設定するこ とを「化学物質適正管理指針(仮称)」に盛り込む。

検証・評価の体制と手順

管理の改善報告書に記載した方法により、少なくとも 1 年に 1 回定期的に検 証・評価を実施することを「化学物質適正管理指針(仮称)」に盛り込む。

評価結果の公表

- ・ 事業者自らが環境報告書等により公表するよう働きかけ
- ・ 府に毎年届出される「検証・評価の結果」を府民に分かりやすい形に取りまと めて公表するとともに、個別事業者の情報については大阪府情報公開条例の規定 に則り開示
- (2) 行政への報告に基づく第三者機関による検証・評価の方法

評価機関

学識経験者で構成する第三者機関(例えば大阪府環境審議会揮発性有機化合 物・化学物質対策部会)

評価時期

原則として1年に1回実施

評価対象

- 業種ごと、地域ごと、規模ごと等の取りまとめをもとに総合的に評価
- ・ 必要に応じ、個別の事業所の取組みを対象に評価

評価方法

- ・ 事業者から届出のあった「管理の改善報告書」に基づき、「管理の改善目標」 及び「目標達成状況」等を評価
- ・ 事業者の内部評価結果について、評価基準の妥当性を含め評価 評価結果の活用

評価機関による評価が事業者の取組みに反映されるようにするため、大阪府が 業界団体等を通じて又は個別の事業者に対して評価結果に基づき助言 透明性の確保

事業者の自主的取組が府民に見えるものとすることが重要 評価機関による評価は公開で行うとともに、評価結果を府のホームページなどで公表

その他

業種ごと、地域ごとに、第三者機関による検証・評価が行われることが望ま しいので、業界団体や地域商工団体に評価体制の構築を働きかけ

2.届出書作成に対する支援について

- (1) 管理体制報告書・管理の改善報告書・緊急事態対処計画書の作成支援 行政による支援
 - ・ 「化学物質適正管理指針(仮称)の解説」を作成・公表し、マネジメントシステムの構築、PDCAサイクルによる継続的改善、リスク評価に基づく化学物質管理手法などについて、できるだけ詳細・具体的に記載
 - ・ 中小企業向けの「化学物質適正管理ガイドブック(仮称)」の作成
 - ・ 府のホームページなどで事例紹介を行うなど情報提供
 - ・ 業界団体や地域商工団体が開催するセミナー等を活用して情報提供
 - ・ 事業者と面談するなどの方法で、事業所の実態に応じて具体的に助言 業界団体・地域商丁団体による支援

相談窓口の設置など傘下の事業者に対する支援体制の構築を働きかけ中小企業者に対する配慮

中小企業においては、一般的に、専門的な知識が必要なリスク評価の実施などの面で自主的な化学物質管理の取組みが不十分な状況にあるので、上記の支援策 を積極的に展開

3.届出された情報の活用について

(1) 管理体制報告書の活用 マネジメントシステムの普及

・ 業種ごと、地域ごと、規模ごと等に報告書の取りまとめを行い、それぞれの システムの特徴を把握したうえ、業種、地域、規模に応じたマネジメントシステムの普及を促進

法令遵守の徹底

法令遵守は化学物質管理の基礎であるので、「管理方針」に法令遵守に関する 事項が含まれるとともに、法令遵守のチェックシステムが設けられるよう助言

(2) 緊急事態対処計画書の活用

危険・有害化学物質情報の府民への提供

GHSによる危険・有害性の分類に従い、化学物質の貯蔵量を取扱量・排出量等とともに府民に分かりやすく情報提供

リスクコミュニケーションへの活用

事業所における化学物質貯蔵情報について、取扱量・排出量等の情報とともに 住民、事業者、行政間で共有

(3) 取扱量等の届出データの活用

PRTRデータの精度向上

化学物質の取扱量、取扱目的(用途)及び排出量等の変動理由に関する情報を 排出量・移動量の届出値のチェックに活用

排出率の集計による化学物質管理の改善

- ・ 取扱量に対する排出量の比率(排出率)の経年変化を把握することにより、事業所による化学物質管理の改善の評価に活用
- ・ 化学物質の種類別、業種別、用途別の排出率を公表することにより、事業者が 化学物質管理の改善状況の自己評価に活用

化学物質対策の優先度決定

個別の化学物質について対策の優先順位付けを行い、条例の規制物質への組み 入れの検討や、自主的取組の目標設定への助言に活用

地域特性に応じた化学物質対策の推進

化学物質の有害性の程度や排出量等の情報及び人口の集積状況に関する情報に基づき地域ごとの環境リスクを評価し、事業者や住民の協力のもとに地域による環境リスク低減対策の検討、実施

VOC排出量の把握

届出外の事業所の推計値と合わせてVOC排出量を推計し、VOC削減対策の 進捗状況の評価に活用

取扱量・排出量情報の府民への提供

化学物質の種類ごとの取扱量・排出量を貯蔵量とともに府民に分かりやすく情報提供

リスクコミュニケーションへの活用

事業所における化学物質取扱量・排出量等の情報について、貯蔵量の情報とと もに住民、事業者、行政間で共有

有害大気汚染物質モニタリング地点の効果的な設定

国が作成したPRTRデータ活用環境リスク評価支援システムを使用するなどの方法で環境中濃度の予測を行い、効果的なモニタリング地点選定の検討に活用

4.その他の課題について

(1) MSDS交付対象外物質の取扱量等の把握方法

労安法・毒劇法で規定するMSDSによる情報入手

化管法の対象物質(435物質)以外で府の取扱量等の届出制度の対象となる物質(府独自の37物質)についても、多くは労働安全衛生法によるMSDSの対象物質(638物質)及び毒物及び劇物取締法によるMSDSの対象物質(473物質)に該当するため、化学物質含有量情報の入手は可能(資料1-1参照)

情報提供に関する規定

サプライチェーンを通じて、事業者が他の事業者に対象化学物質含有製品を譲渡・提供する場合に、譲渡・提供される事業者からの求めに応じて、化学物質含有量等の情報を提供することを事業者の努力義務として規定

(2) 電子届出の活用

府の取扱量等の届出制度については、化管法のPRTR制度の電子届出システムと同様なシステムについて検討

(3) 事故時の報告を要する事故の規模の明確化

条例等の解説において、次の事項について可能な限り具体的に記載して公表することにより統一的な運用を図る。

- ・ 飛散・漏洩等に係る化学物質の有害性の程度と量
- ・ 飛散・漏洩等が起こった期間
- ・ 住民等の化学物質へのばく露及び被害の状況
- ・ 社会的影響の度合い
- ・ 爆発・火災等付随する事象の内容と程度